

議員提出第四号議案

議会役職の選任に係る金銭授受及び海外活動に係る目的及び費用に関する地方自治法第百条第一項の規定に基づく調査特別委員会の設置について

標記の議案を次の理由により提出する。

理 由

福岡県議会の議長及び副議長の選任を巡り、県議会議員間で金銭の授受が行われたとの証言・指摘がなされている。こうした疑念に対し、議長及び副議長に限らず、その他の議会役職の選任も対象として、選任に係る金銭授受の有無を確認し、金銭授受が認められる場合は、その提供者及び受領者、金額、時期、目的並びに当該役職の選任との関係を明らかにする必要がある。

また、海外活動に係る視察について、その目的、内容及び実施状況並びに旅行業者への業務委託費を含む視察費用の算定根拠、契約及び支出の状況、精算の有無及び内容等を確認し、視察及びこれに係る費用の適正性を検証する必要がある。

議会役職の選任に係る金銭授受については県議会が設置した第三者委員会による調査が、海外活動については県が設置した第三者委員会による調査が行われている。これらの独立性、客観性及び専門性を尊重し、調査結果及び収集資料を最大限活用する必要がある。一方、第三者委員会の設置をもって、県議会自らの調査責任が失われるものではない。県議会が地方自治法第百条第一項に基づく調査権を行使し、必要に応じて関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることに

より、事実関係を明らかにし、再発防止及び県民への説明責任を果たす必要がある。

本委員会の調査事項は、議会役職の選任に係る金銭授受及び海外活動に係る視察の目的及び費用の二項目並びにこれらに関連する事項とする。視察費用には、旅行者への業務委託費を含むものとする。

よって、第三者委員会その他の機関による調査及び審査の成果を最大限活用しつつ、調査事項の重複がある場合も含め、県議会自らが前記の調査事項について法定の調査権を行使し、事実関係を明らかにするとともに、再発防止及び県民の信頼回復につなげるため、本委員会を設置し、地方自治法第百条第一項に規定する調査権を委任する必要がある。

令和八年十月十三日

提出者

福岡県議会議員

塩	生	好	紀
福	地	幸	子
後	藤	香	織
井	上	正	文
大	田	京	子
神	崎		聡
吉	松	源	昭
江	藤	秀	之
中	村	明	彦

福岡県議会議長 大島 道人 殿

議会役職の選任に係る金銭授受及び海外活動に係る視察の目的及び費用に関する地方自治法第百条第一項の規定に基づく調査特別委員会の設置について

福岡県議会における議長、副議長その他の議会役職の選任に係る金銭授受及び海外活動に係る視察の目的及び費用について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項の規定に基づく調査を行うため、次のとおり調査特別委員会を設置する。

一 名 称

福岡県議会における議会役職の選任に係る金銭授受及び海外活動に係る視察の目的及び費用に関する調査特別委員会

二 設置目的

福岡県議会における議長、副議長その他の議会役職の選任に係る金銭授受の有無及び海外活動に係る視察の目的及び費用について、事実関係を明らかにし、議会役職の選任、海外視察及び公費支出の適正性を検証するとともに、公費支出が不適正であるときはその規定基準を超える金額の福岡県への返還を求め、もって再発防止及び県民の信頼回復を図るため

三 構 成

十五人の委員をもって構成する。

四 調査事項

（一）議長、副議長その他の議会役職の選任に係る金銭授受の有無。金銭授受が認められる場合は、その提供者及び受領者、金額、時期、目的並びに当該役職の選任との関係。

（二）海外活動に係る実態、視察の目的、及び旅行業者への業務委託費等含む費用の算定根拠、契約及び支出の状況、精算の有無及び内容

等について、その適正性を調査すること。

(三) 前各号に掲げる事項のほか、これらに関連して本委員会が調査のため必要と認める事項。

五 調査対象期間

(一) 前項第一号の調査については、議会役職の選任に係る金銭授受の有無及び当該金銭授受の事実関係を明らかにするために必要な期間まで遡ることとする。

(二) 前項第二号の調査については、関係書類の保存期間等を踏まえ、本委員会の設置の日から遡る過去五年間を基本とする。ただし、当該視察の目的及び費用に関する事実関係の解明のため必要があると認める場合は、残存する資料その他の状況を踏まえ、これ以前についても必要な範囲で調査することができる。

(三) 前項第三号の調査対象期間は、関連する同項第一号又は第二号の調査対象期間に準ずるものとする。

六 調査権限

前記調査事項について、地方自治法第百条第一項に規定する調査権を本委員会に委任する。本委員会は、調査のため必要があると認めるときは、同項の規定に基づき、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。

七 第三者委員会等との関係

本委員会は、議会役職の選任に係る金銭授受について県議会が設置した第三者委員会及び、海外活動について県が設置した第三者委員会の独立性、客観性及び専門性を尊重する。第三者委員会その他の機関による調査又は審査において既に収集された資料等は可能な範囲で活用するが、証人が第三者委員会への提出等を口実にして事実の解明を逃れることを防ぐため、同一事項について重複を問わず、必要に応じ

て本委員会独自に調査権を行使して徹底的な事実解明を行うものとする。また、第三者委員会からの調査資料等の要求があつたときには積極的に協力するなど、緊密に連携を図るものとする。

八 委員の選任

委員の選任に当たっては、本議案の提出者を委員とすることを基本とする。ただし、委員の数が第三項に定める定数に満たない場合は、福岡県議会委員会条例の定めるところによる。なお、議長又は副議長の経験者は、委員に選任しないものとする。

九 調査経費

本委員会の本件調査に要する経費は、五百万円以内とする。調査経費の執行に当たっては、既存資料並びに第三者委員会その他の機関による調査結果及び収集された資料等を可能な限り活用し、必要かつ合理的な範囲で執行するものとする。また、調査のため必要があると認める場合は、専門的知見を有する者等を活用するものとする。

十 期間

令和九年二月末日までとする。

十一 活動

本委員会は、調査事項の調査のため、議会閉会中も必要と認めた場合には、随時に開催することができる。

以上、決議する。

令和八年十月十六日